

建物	形状及び構造		
	主要構造部、内装及び外装の構造、仕上げ		
	設備の設置及び構造	設 置 す る 設 備	構 造

6 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

7 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	設計住宅性能評価書	建設住宅性能評価書
-------------------------	-----------	-----------

建物	形状及び構造		
	主要構造部、内装及び外装の構造、仕上げ		
	設備の設置及び構造	設 置 す る 設 備	構 造

6 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

7 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

8 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	無
耐震診断の内容		

9 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	有	無
	設計住宅性能評価書	建設住宅性能評価書
登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付		

(改正前)

重要事項説明書
(区分所有建物の売買・交換)
(第一面)～(第五面)
(略)

(9) 建物の維持修繕の実施状況の記録 (第六面)

共用部分	
専有部分 (専有部分を除く部分)	

(10) その他

--

7 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

8 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	設計住宅性能評価書	建設住宅性能評価書
-------------------------	-----------	-----------

(改正後)

重要事項説明書
(区分所有建物の売買・交換)
(第一面)～(第五面)
(略)

(9) 建物の維持修繕の実施状況の記録 (第六面)

共用部分	
専有部分 (専有部分を除く部分)	

(10) その他

--

7 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

8 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

9 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	無
耐震診断の内容		

10 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	有	無
登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	設計住宅性能評価書	建設住宅性能評価書

(改正前)
重 要 事 項 説 明 書
(宅地の貸借)
(第一面)～(第六面)
(略)

(第七面)

記載要領
① 1の1について
1所有権に係る権利部(甲区)に記載された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
② 1の2(1)名)について
1用途地域名)の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、商業地域、第一種工業地域、第二種工業地域、第一種中高層住居専用地域、商業地域、工業地域又は工業団地の内容)の欄には、道路線制限、隣地斜射制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
③ 1の2(2)について
1法令名)の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3	古建築法	9	首都圏の近郊圏整備法及び都市圏整備法の規定に関する法律	18	自然公園法	27	土壌汚染法
4	都市計画法	10	近畿圏の近郊圏整備法及び都市圏整備法の規定に関する法律	18の2	特別都市区域指定法	28	文化財保護法
5	生保法	11	高層建築物の街区整備法	19の3	近畿圏の工業団地の整備に関する法律(略)	29	航空法(自衛隊法において適用する場合を含む。)
5	の2	11	高層建築物の街区整備法	19	自治法	30	国土利用計画法
5	の3	12	都市利用法	19の2	国土利用規制法	31	建築物の建築及び取扱いに関する法律
6	土壌汚染法	12	都市利用法	20	毒物法	32	土壌汚染法
6	の2	12の2	都市利用法	21	印刷法		
6	の3	12の3	都市圏整備法	22	地方自治法		
6	の4	13	毒物法	23	危険物取締法		
7	住宅市街地整備法	14	住宅団地整備法	23の2	土壌汚染防止法		
7	の2	16	農地法	24	森林法		
7	の3	17	宅地造成等規制法	25	建築法		
8	国土利用計画法(旧国土利用計画法)	17の2	国土利用計画法	26	全国都市圏整備法		

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。
① 1の3について説明する方が説明しやさい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
② 略図等をもって説明する方が説明しやさい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
③ 1の6について
I一般借地地契約」が、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。また、該各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を表示してその旨を記すこと。
④ 1の6について
I一般借地地契約」が、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。また、該各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を表示してその旨を記すこと。

(改正後)
重 要 事 項 説 明 書
(宅地の貸借)
(第一面)～(第六面)
(略)

(第七面)

記載要領
① 1の1について
1所有権に係る権利部(甲区)に記載された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
② 1の2(1)名)について
1用途地域名)の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、商業地域、第一種工業地域、第二種工業地域、第一種中高層住居専用地域、商業地域、工業地域又は工業団地の内容)の欄には、道路線制限、隣地斜射制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
③ 1の2(2)について
1法令名)の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3	古建築法	9	首都圏の近郊圏整備法及び都市圏整備法の規定に関する法律	18	自然公園法	27	土壌汚染法
4	都市計画法	10	近畿圏の近郊圏整備法及び都市圏整備法の規定に関する法律	18の2	特別都市区域指定法	28	文化財保護法
5	生保法	11	高層建築物の街区整備法	19の3	近畿圏の工業団地の整備に関する法律(略)	29	航空法(自衛隊法において適用する場合を含む。)
5	の2	11	高層建築物の街区整備法	19	自治法	30	国土利用計画法
5	の3	12	都市利用法	19の2	国土利用規制法	31	建築物の建築及び取扱いに関する法律
6	土壌汚染法	12	都市利用法	20	毒物法	32	土壌汚染法
6	の2	12の2	都市圏整備法	21	印刷法		
6	の3	12の3	都市圏整備法	22	地方自治法		
6	の4	13	毒物法	22	危険物取締法		
7	住宅市街地整備法	14	住宅団地整備法	23	危険物取締法		
7	の2	16	農地法	23の2	土壌汚染防止法		
7	の3	17	宅地造成等規制法	24	森林法		
8	国土利用計画法(旧国土利用計画法)	17	宅地造成等規制法	25	建築法		
		17の2	国土利用計画法	26	全国都市圏整備法		

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。
① 1の3について説明する方が説明しやさい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
② 略図等をもって説明する方が説明しやさい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
③ 1の6について
I一般借地地契約」が、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。また、該各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を表示してその旨を記すこと。
④ 1の6について
I一般借地地契約」が、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。また、該各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を表示してその旨を記すこと。

(改正前)

(第四面)～(第六面)
(略)

(第七面)

記載要領

- ① 1の1について
「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、予告登記、差押え等登記簿の権利部(甲区)に記載された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② 1の2について
「法令名」の欄には下表から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

新住宅市街地開発法	新都市基盤整備法	流通業務市街地整備法	農地法
-----------	----------	------------	-----

- ③ 1の3について
「備考」の欄には、特に施設に関する負担金を求める場合にあつては、その金額を記入すること。
- ④ 1の5について
「建物の設備」の欄については、主に居住用の建物の場合を念頭において例示したものであり、事業用の建物の場合にあつては、業種の別、取引の実態等を勘案して重要と考えられる設備 II について具体的に記入すること。(例：空調施設、昇降機)
- ⑤ 1の6について
「一般借家契約」、「定期借家契約」、「終身建物賃貸借契約」のいずれに該当するかを明示すること。記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分も明示してその旨を記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分も明示してその旨を記すこと。

(改正後)

(第四面)～(第六面)
(略)

(第七面)

記載要領

- ① 1の1について
「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記簿の権利部(甲区)に記載された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② 1の2について
「法令名」の欄には下表から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

新住宅市街地開発法	新都市基盤整備法	流通業務市街地整備法	農地法
-----------	----------	------------	-----

- ③ 1の3について
「備考」の欄には、特に施設に関する負担金を求める場合にあつては、その金額を記入すること。
- ④ 1の5について
「建物の設備」の欄については、主に居住用の建物の場合を念頭において例示したものであり、事業用の建物の場合にあつては、業種の別、取引の実態等を勘案して重要と考えられる設備 II について具体的に記入すること。(例：空調施設、昇降機)
- ⑤ 1の6について
「一般借家契約」、「定期借家契約」、「終身建物賃貸借契約」のいずれに該当するかを明示すること。記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分も明示してその旨を記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分も明示してその旨を記すこと。